

カーボンフットプリントコミュニケーションプログラム

原単位レビューパネル設置運営規程

改訂：平成 25 年 4 月 1 日

文書管理番号：R-04-02

一般社団法人産業環境管理協会

(規程の目的)

第1条 本規程は、一般社団法人産業環境管理協会（以下、「協会」という。）が運営管理する「カーボンフットプリントコミュニケーションプログラム」（以下、「CFPプログラム」という。）において、CFPプログラムの運用に要する基本データに関する審査を行う「原単位レビューパネル」（以下、「パネル」という。）の設置運営等について定める。

(業務)

第2条 パネルは、CFPプログラムにおいて公開、使用する基本データに関する要求事項の策定および基本データに関する検証結果の確認・最終判定を行う。

(構成)

第3条 パネルは、委員10名程度をもって構成する。

- 2 委員は、ライフサイクルアセスメント並びにカーボンフットプリントに関する知見を有する有識者等の中から協会会長が委嘱又は解嘱する。
- 3 委員の任期は2年とする。ただし、重任を妨げない。なお、年度途中で委嘱された場合は、その年度末をもって1年とする。

(委員長)

第4条 パネルは、委員のうちから委員長1名を選出する。

- 2 委員長はパネルの議長となり、議事運営を統括する。
- 3 委員長がパネルに出席できない場合には、予め委員長が指名する者がその職務を代行する。

(開催要件)

第5条 パネルは、原則として委員の数の過半数の出席をもって、その審議を行うものとする。

(審議・調整)

第6条 パネルで、使用する基本データに関する要求事項の策定および基本データに関する検証結果の確認・最終判定を含み審議・調整が必要とされる事項が発生した場合、出席委員の過半数により決定する。ただし、可否同数の場合は、委員長の決するところによる。

(遵守事項)

第7条 委員は別に定める「倫理・機密事項取扱規程」を遵守するものとする。

- 2 協会会長は、「倫理・機密事項取扱規程」に照らし、委員が委員たるにふさわしくない行為があると認められたときは解嘱することができる。

(秘密保持)

第8条 委員は、職務上知り得た秘密を要する情報については、第三者に漏洩してはならない。また、退いた後も同様とする。

(パネルの公開)

第9条 パネルの会議及びその議事録は、原則非公開とする。

(事前調査の要求)

第10条 パネルは、審査に資するため、事務局に対し、事前調査等所用の作業を求めることができる。

(庶務)

第11条 パネルの召集並びに庶務は協会の事務局が行う。

附則

本規程は平成24年7月2日より適用する。

制定：平成24年6月25日 (R-04-01)

改訂：平成25年4月1日 (R-04-02)